

平成 20 年第 4 回中間市議会定例会会期日程(案)

(会期 12月5日～12月19日：15日間)

月 日	曜	本 会 議	委 員 会	審 査 事 項
12月 5日	金	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 同意第4号、第5号 3. 議案第40号～第51号 ┌ 議案上程・提案理由等説明 ┐ └ 質疑・討論及び採決 ┘
12月 6日	土	休 会		
12月 7日	日	休 会		
12月 8日	月	開 議 午前10時		3. 一般質問 2. 議案第40号～第51号 3. 請願第2号 「趣旨説明・質疑・委員会付託」
12月 9日	火	休 会	委員会	
12月10日	水	休 会	委員会	
12月11日	木	休 会	委員会	
12月12日	金	休 会	委員会	
12月13日	土	休 会		
12月14日	日	休 会		
12月15日	月	休 会	委員会	
12月16日	火	休 会	委員会	
12月17日	水	休 会	委員会	
12月18日	木	休 会	委員会	
12月19日	金	開 議 午前10時		1. 議案第40号～第51号 2. 意見書案第22号～第26号 3. 請願第2号 4. 追加議案 ┌ 委員長報告・議案上程・継続審査 ┐ └ 提案理由説明・質疑・討論及び採決 ┘

諸 般 の 報 告

第4回中間市議会定例会

平成20年12月5日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を下記のとおり監査委員から9月19日、10月9日、17日、23日、11月10日、17日付でそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------------|---------------------------------|
| (1) 一般会計及び特別会計等 | 平成19年度4月分～5月分、
平成20年度4月分～7月分 |
| (2) 病院事業会計 | 平成20年度5月分～8月分 |
| (3) 水道事業会計 | 平成20年度5月分～8月分 |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を下記のとおり監査委員から11月17日付で受領した。

記

- | | |
|---------|---------------|
| (1) 課税課 | 平成19年度、平成20年度 |
| (2) 収納課 | 平成19年度、平成20年度 |

3. 地方自治法第199条第9項の規定により、出資団体監査報告書を下記のとおり監査委員から12月4日付で受領した。

記

- | | |
|---------------|--------|
| (1) 中間市土地開発公社 | 平成19年度 |
|---------------|--------|

4. 地方自治法第199条第9項の規定により、財政援助団体監査報告書を下記のとおり監査委員から11月17日付で受領した。

記

- | | |
|-------------------|--------|
| (1) 中間市シルバー人材センター | 平成19年度 |
|-------------------|--------|

5. 平成19年度決算における健全化判断比率の修正の報告書を市長から11月10日付で受領した。

(意見書の提出)

平成20年9月26日の本会議で可決された下記の意見書を関係機関に対し同日付でそれぞれ送付した。

記

- | |
|---------------------------------------|
| (1) 地方財政の充実・強化を求める意見書 |
| (2) 地域医療を守る自治体意見書 |
| (3) 道路財源の「一般財源化」に関する意見書 |
| (4) 学校耐震化に関する意見書 |
| (5) ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）関連疾患に関する意見書 |
| (6) 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書 |

平成20年 第4回 12月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第1日)

平成20年12月 5 日 (金曜日)

議事日程 (第1号)

平成20年12月 5 日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 同意案第4号 教育委員会の委員の任命について
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 同意案第5号 教育委員会の委員の任命について
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 第40号議案 平成20年度中間市一般会計補正予算 (第3号)
- 日程第 5 第41号議案 平成20年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第2号)
- 日程第 6 第42号議案 平成20年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第 7 第43号議案 平成20年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 8 第44号議案 平成20年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 9 第45号議案 平成20年度中間市病院事業会計補正予算 (第1号)
(日程第4～日程第9 提案理由説明)
- 日程第10 第46号議案 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第47号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(日程第10～日程第11 提案理由説明)
- 日程第12 第48号議案 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
(日程第12 提案理由説明)
- 日程第13 第49号議案 中間市道路線の廃止について
- 日程第14 第50号議案 中間市道路線の認定について
- 日程第15 第51号議案 中間市道路線の変更について
(日程第13～日程第15 提案理由説明)
- 日程第16 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（19名）

1 番	中家多恵子君	2 番	佐々木晴一君
3 番	安田 明美君	4 番	植本 種實君
5 番	宮下 寛君	6 番	青木 孝子君
7 番	原田 隆博君	8 番	井上 太一君
9 番	掛田るみ子君	10 番	草場 満彦君
11 番	中尾 淳子君	12 番	古野 嘉久君
13 番	上村 武郎君	14 番	井上 久雄君
15 番	山本 慎悟君	16 番	堀田 英雄君
17 番	片岡 誠二君	18 番	下川 俊秀君
19 番	米満 一彦君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	松下 俊男君	副市長	小南 哲雄君
教育長	船津 春美君	総務部長	柴田 芳夫君
市民部長	中野 諭君	保健福祉部長	伊東 久文君
福祉事務所長	藤井 紀生君	建設産業部長	野上 忠良君
教育部長	牧野 修二君	上下水道局長	村田 猛君
市立病院事務長	行徳 幸弘君	消防長	一田 健二君
経営企画課長	小島 一行君	財政課長	元嶋 伸二君
総務課長	白尾 啓介君	課税課長	大野 順一君
介護保険課長	山本 信弘君	健康増進課長	中尾三千雄君
土木管理課長	増田令次郎君	都市整備課長	中嶋伊佐雄君
教育総務課長	中村信一郎君	営業課長	有川 善博君
下水道課長	佐藤 満洋君	市立病院課長	成光 嘉明君

事務局出席職員職氏名

局長	植木 建一君	次長	小田 清人君
書記	岡 和訓君	書記	江上真由美君

午前10時00分開会

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で定足数に達しております。これより平成20年第4回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。報告事項はお手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（井上 太一君）

これより、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から12月19日までの15日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は15日間と決しました。

日程第2に入ります前に、去る12月2日、佐々木晴一君から市民文教副委員長を辞任したい旨の申し出がありましたので、委員会条例第12条の規定により、ただいまから市民文教委員会の開催を求めます。

この際、暫時休憩いたします。市民文教委員会は会議終了後に、その会議の結果をご報告をお願いいたします。

午前10時02分休憩

.....

午前10時06分再開

○議長（井上 太一君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、次の日程に入ります前に、ただいまの休憩中に開催の市民文教委員会における結果をご報告申し上げます。

佐々木晴一君の副委員長辞任を許可することに決定いたしました。また、後任の市民文教副委員長に原田隆博君が当選されました。

日程第2. 同意案第4号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第2、同意案第4号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。松下

市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第４号教育委員会の委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本市の教育委員であります大林重行氏が、本年１２月３１日をもちまして任期満了となります。後任の委員の任命に当たりましては、本年度から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、同法律第４条第４項の規定により、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないとされております。

このようなことを踏まえまして、保護者であり、教育行政に高い識見を有しておられます中尾寿子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。ご同意のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。佐々木晴一君。

○議員（２番 佐々木晴一君）

この同意案第４号に提示されています中尾寿子さんですか、この方は中間市在住でありますので住居的にはいいんでしょうけれども、……………その点、関係をご説明お願いします。

○議長（井上 太一君）

その質問はちょっと問題じゃないの。個人のプライバシーもあるし、そう思われませんか、あなた。

○議員（２番 佐々木晴一君）

職員においても縁故採用ということがかねがね批判的でありまして、最近においてはしっかりと試験制度をしております。教育委員といえども同じで、もし親戚に当たるような方でしたならば、これは縁故採用ということになるんじゃないかと思しますので、その点、その意味でお尋ねしました。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まず、職員の縁故採用等々、大変不本意な発言ございました。そういうことは絶対ございません。

それと、今何か教育委員さんを選ぶのに縁故採用というような話でございしますが、これは今私どもはご提案して議会のご承認をいただくという手続を今やっているわけで、これが縁故採用等々になるわけですか。それを議会の場でそれなりの方ということを判断されて、議会が今決めていただくようお願いしているわけでございまして、それが縁故採用とか何とかということに当てはまることなんでしょうかね。それは、あなたがこの方が不

適格ということであれば、バツを書けばいいだけの話じゃないんですか。その縁故採用とか、どこから来るわけですかね、ちょっと私、感覚がわかりませんが。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

その方の人物がいいか悪いか、私はわかりません、適正人か。しかし、今お尋ねしたいのは、……………を私は知りたいだけです。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そういうのは、先ほども議長が言われましたようにプライバシー等々の関係もございませうし、ただ、この方がそういうふうな立派な方かどうか、それだけを判断していただければ済むことではないでしょうか。

○議長（井上 太一君）

いいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第4号は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

続きます4号、5号にも関係するんですが、同意案4号、5号、教育委員会の委員の任命について、議会の同意を求めることについて討論しますが、あわせて市長部局に1点指摘、お願いしたいことがございます。

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、人格が高潔で教育・学術・文化に関する事務を行うために、5人の教育委員をもって組織している合議制の執行機関です。教育委員には、中間市の教育を執行する大きな責任があり、また期待されます。私も時々、教育委員会開催日には傍聴させていただいておりますが、新しい委員に期待するものは、教育・学術・文化に積極的な発言を求めるものです。

次に市長部局の選任のあり方についてです。私たち市議会としては、市長が選任した案に同意するのかわからないのか判断しなければなりません、新委員のお2人の考え方など、

情報が乏しいものです。一度もお目にかかる機会もなく決めるということについては、私はお2人について反対ということではありませんが、今判断する基準は持っていません。

法律では、任命について第4条の3で委員の任命については、そのうち委員の定数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することになってはならないとなっています。この趣旨は、同じ思想信条の委員で固めずに、広く様々な意見を持つ委員を取り入れ、教育行政に反映させなさいというものです。委員の性別、年齢、職業などには偏りが生じないように配慮していることはわかりますが、大切なのは教育に対してどんな見識をお持ちでしょうか。市長としては、そういう観点に立って選任されたと思いますが、私は今お2人にお会いすることができない現在にあつては、判断はしかねます。

今後、教育委員の選任同意議案提案に当たっては、教育に対してどんな見識をお持ちか、議会にはその見識についての情報を求められれば、すぐ答えられるような準備をしていたくことを指摘し、この議案に対しては態度保留とさせていただきます。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

先ほどの質問にも関連しまして、この教育委員というのは、今中家議員が指摘されましたように、非常に大きな責任と使命がかかった役職でございます。子どもたちのそういう学力の低下、暴力問題、また先生たちの資質においても、本当に指導していくという立場においては非常に大きな使命がある方たちですので、ですから本当にこれは厳選していかないとなりません。

そういう意味では、こういう方が会ったこともない人ですから、どういう人なのか、そういうことを今知るためにも関係を聞いたわけですがけれども、そういうことが不明確な状態では私は賛成することはできません。

以上です。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

教育委員ということで、この中間市の教育に対する責任というのは非常に大きいものだというふうに思う。その際、この教育委員を選任する際に、その方々がどういう考え方を持っておられるのか、教育に対してですね。それがもう全然わからないというのは、やっぱり問題だろうと思うんです。いわゆる、ただお名前と経歴、そういうものを示されているわけですがけれども、私たちその白紙委任をするわけではないんです。そういう意味でも、やっぱり教育に対する考え方なり、そういうものがきちんとわかるような状況にもしていただきたいというふうに思います。

そういうことから、今回は白紙という形で取らせていただきたいと思います。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより同意案第４号教育委員会の委員の任命についてを採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（井上 太一君）

ただいまの出席議員は１８人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（井上 太一君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（井上 太一君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は会議規則第７０条第２項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

（事務局長点呼・議員投票）

.....

1 番	中家多恵子議員	2 番	佐々木晴一議員
3 番	安田 明美議員	4 番	植本 種實議員
5 番	宮下 寛議員	6 番	青木 孝子議員
7 番	原田 隆博議員	9 番	掛田るみ子議員
1 0 番	草場 満彦議員	1 1 番	中尾 淳子議員
1 2 番	古野 嘉久議員	1 3 番	上村 武郎議員

14番 井上 久雄議員

15番 山本 慎悟議員

16番 堀田 英雄議員

17番 片岡 誠二議員

18番 下川 俊秀議員

19番 米満 一彦議員

.....

○議長（井上 太一君）

投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（井上 太一君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に原田隆博君及び上村武郎君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（開票）

○議長（井上 太一君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成14票、反対4票、以上のとおり賛成多数であります。よって、同意案第4号については、これを同意することに決しました。

_____ . _____ . _____

日程第3. 同意案第5号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第3、同意案第5号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第5号教育委員会の委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本市の教育委員であり、現教育長であります船津春美氏が来年1月3日をもちまして、任期満了となります。

つきましては、後任の委員の任命に当たり、教育者として教育現場を歴任され、幅広い識見と人格、経験を有しておられます吉田孝氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

同意案第5号の吉田様の教育委員の候補の指名でございますけれども、先の現教育長であります船津教育長は、長年教育長をされまして、非常に功績の立てられた方でございます。

しかし、中間市の在住ではございません。大きな功績はございますが中間に在住ではないわけでございますが、しかし、今度の吉田様におかれまして岡垣町にお住まいということで、教育長候補として考えていらっしゃると思うんですけれども、これだけの大任を任せる人物、中間にはいなかったんでしょうか。どういう基準でこの方を指名されたんでしょうか、候補として上げられたんでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

いろいろと私どもも検討いたしました。その結果、現時点におきまして吉田氏が適任という判断をいたしましたところでございます。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第5号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

2代続きまして市外の方を教育長に任命するというのにおいては合点がいきませんので、反対まではしませんけれども、教育に関してかなり経験のある方ですので、態度保留とさせていただきます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

第4号と同じ理由で保留とさせていただきます。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより同意案第5号教育委員会の委員の任命についてを採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（井上 太一君）

ただいまの出席議員は18人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（井上 太一君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（井上 太一君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

（事務局長点呼・議員投票）

.....

1 番	中家多恵子議員	2 番	佐々木晴一議員
3 番	安田 明美議員	4 番	植本 種實議員
5 番	宮下 寛議員	6 番	青木 孝子議員
7 番	原田 隆博議員	9 番	掛田るみ子議員
10 番	草場 満彦議員	11 番	中尾 淳子議員
12 番	古野 嘉久議員	13 番	上村 武郎議員

14番	井上 久雄議員	15番	山本 慎悟議員
16番	堀田 英雄議員	17番	片岡 誠二議員
18番	下川 俊秀議員	19番	米満 一彦議員

.....

○議長（井上 太一君）

投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（井上 太一君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に掛田るみ子さん及び古野嘉久君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（開票）

○議長（井上 太一君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成14票、反対4票、以上のとおり賛成多数であります。よって、同意案第5号については、これを同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

.....

午前10時30分再開

○議長（井上 太一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第4. 第40号議案

日程第5. 第41号議案

日程第6. 第42号議案

日程第7. 第43号議案

日程第8. 第44号議案

日程第9. 第45号議案

○議長（井上 太一君）

これより日程第4、第40号議案から日程第9、第45号議案までの平成20年度各会

計補正予算 6 件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第 40 号議案から第 45 号議案までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに第 40 号議案平成 20 年度中間市一般会計補正予算（第 3 号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものといたしましては、歳出における職員人件費について、本年度も定員管理計画に基づき、退職者の補充を抑制していることに伴いまして、職員給料 7,260 万円の減額や職員手当等 4,350 万円の減額など、総額 1 億 1,610 万円を減額いたしております。

一方、職員数の減少を補完するための嘱託職員や非常勤職員、臨時職員に要する経費といたしまして、賃金と共済費の合計 1,170 万円を増額いたしております。

また、歳入につきましては、本年度の普通交付税が確定いたしましたので、その補正を増額いたしております。本年度の普通交付税は、国の三位一体改革によりまして、地方交付税の大幅な削減が続いておりましたが、その結果といたしまして、地方経済が衰退したことや財政の悪化を招いたことなどを受け、その改善対策といたしまして、地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な歳出に資するため、本年度新たに地方再生対策費の算定がなされております。

これによりまして、普通交付税は 39 億 9,730 万円と昨年度と比較いたしまして 1 億 5,870 万円、率にいたしまして 4.1% の増額となっております。

その他の具体的な歳出につきましては、民生費において、国や県の補助事業を活用した少子化対策といたしまして、保育対策等促進事業費補助金 50 万円や次世代育成支援対策交付金 170 万円、障害者対策といたしまして、知的障害者通所授産施設サービス費として 750 万円や知的障害者入所更生施設サービス費 510 万円など、総額 1,460 万円を増額いたしております。

さらに、高齢者対策といたしまして、民間の法人が整備する介護事業所整備費の補助として、地域介護・福祉空間整備事業交付金 1,000 万円を計上いたしております。

このように民生費につきましては、国や県の補助金を財源として確保し、住民福祉対策として必要な施策につきましては、可能な限り実施していくことといたしております。

教育費におきましては、中学校の文化や体育などの各種活動に対する補助金 300 万円、ハーモニーホールや体育文化センターなどの社会教育施設の改修に要する経費といたしまして 9,050 万円を計上いたしております。

ハーモニーホールにつきましては、舞台機構や舞台音響や照明、空調設備等施設の老朽化に伴う改修工事を計画しており、また体育文化センターにつきましては、各種競技の公式戦の開催を可能とする照度を確保するための照明工事や競技に対応する競技フロアの改

修工事を計画いたしております。

このような施設改修事業は、市民の利便性の向上や健康の増進、競技技術の向上のみならず、地域の文化やスポーツの活性化に大きく貢献するものと考えております。

なお、一般会計における繰出金につきましては、民生費の介護保険事業特別会計におきまして、給付費や事務費に対する繰出金１００万円や特別会計国民健康保険事業の職員給与等に対する繰出金４６０万円、衛生費において、市立病院手術室の空調施設改修に対する繰出金２，２９０万円、土木費における公共下水道事業特別会計への繰出金１，７００万円など、総額４，５５０万円を増額いたしております。

このような歳出に充当いたします歳入につきましては、先ほど申しましたように補助事業に充当する国や県の支出金２，７４０万円や産炭地域活性化基金助成金といたしまして７，７９０万円、市債２，４２０万円を増額するとともに、財源調整といたしまして繰越金１億６，８００万円を減額いたしております。

以上により、歳入歳出とも１億７，１３０万円の補正予算を追加計上し、予算総額を歳入歳出それぞれ１億６，０５０万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第４１号議案平成２０年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第２号）の提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費のうち高額療養給付費を７，５０１万円増額いたしておりますが、調整対象基準額の相殺処理のため、前期高齢者納付金を８億４，５４３万円減額し、また老人保健拠出金を４，６８１万円減額、介護納付金を３，４７０万円減額いたしております。

歳入の主なものといたしましては、調整対象基準額の相殺処理のために、前期高齢者交付金を歳出の前期高齢者納付金と同額の８億４，５４３万円を減額いたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ８億２，４２８万円を減額し、予算の総額を６億４，２５８万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第４２号議案平成２０年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算（第１号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、まず歳出におきましては、人事異動に伴い、職員人件費を３００万円減額をするとともに、下水道施設改良基金費を５００万円増額いたしております。

次に、歳入におきましては、繰越金を２００万円増額いたしております。

以上の補正によりまして、歳入歳出それぞれ２００万円増額し、予算の総額を９，５１８万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第４３号議案平成２０年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、まず歳出におきましては、人事異動に伴い、職員人件費を１０２万円増額いたしております。

次に、歳入におきましては、公共下水道建設事業に係る補助基準の緩和措置に伴い、国庫補助金を１億円増額するとともに、国庫補助金の増額及び事業認可変更申請業務委託費に係る起債の取りやめにより、公共下水道事業債を１億４２０万円減額しております。

また、受益者負担金賦課対象土地の徴収猶予土地及び減免対象土地の増加に伴いまして、受益者負担金を７５０万円、公共下水道使用料の増収に伴う仮受消費税の増加によりまして、消費税還付金を４１０万円それぞれ減額し、一般会計繰入金を１，６９０万円増額いたしております。

以上の補正によりまして、歳入歳出それぞれ１０２万円増額し、予算の総額を２０億５，７２２万円とするものでございます。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

次に、第４４号議案平成２０年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）の提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定における歳出予算の主なものといたしましては、平成１９年度事業における介護給付費国庫償還金２，６９０万円、県費償還金１９０万円を増額し、保険給付費に当たりましては、介護予防住宅改修費を４００万円、高額介護サービス費を４００万円増額し、職員の人件費にあつては、人事異動に伴い３０万円を減額いたしております。

また、歳入予算の主なものといたしましては、歳出補正に伴う交付金等を１，５３０万円増額し、前年度繰越金を２，１４０万円増額いたしております。

次に、介護サービス事業勘定の歳出の主なものといたしましては、人事異動に伴います職員人件費を６０万円増額いたしております。

また、歳入予算の主なものといたしましては、前年度繰越金を６０万円増額いたしております。

以上によりまして、保険事業勘定に介護サービス事業勘定を加えた補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ３，７４５万円を増額し、予算総額を３０億４，３２４万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第４５号議案平成２０年度中間市病院事業会計補正予算（第１号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正の内容といたしましては、手術室及び手術準備室におきまして、空調機の天井吹き出し口より、塵芥などの浮遊物が測定で確認されたことから、無菌状態である

べき同室の環境改善を図るとともに、現在2室ございます手術室の空調機の制御をおのこの個別に作動可能となるよう、手術環境の改善を行っております。

また、一般病棟系列の空調室外機の故障が発生し、入院患者の療養環境に大きな影響をもたらしましたことから、あわせて空調機の修繕を行っております。

このことに伴いまして、一般会計からの繰り入れを行う必要が生じ、第4条予算の資本的収入及び支出について補正を行うものでございます。

まず、収入につきましては、資本的収入の負担金に2,298万円を計上いたしております。

次に、支出につきましては、資本的支出の建設改良費に、先に説明いたしました空調機修繕費といたしまして2,436万円を計上するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております平成20年度各会計補正予算6件に対する質疑は、12月8日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第10. 第46号議案

日程第11. 第47号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第10、第46号議案及び日程第11、第47号議案の条例改正2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第46号議案及び第47号議案の提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第46号議案中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、健康保険法における出産育児一時金に加算する額を設けるものでございます。

出産にかかる診療、また助産の際の事故により、出生した子が脳性麻痺にかかり、かつ、これにより生じた身体の障害の程度が重度である場合には、その後の子の養育等にかかる費用は多大なものになっております。そのために、養育にかかる費用の一部を補償するために、「産科医療保障制度」が創設されます。この制度は、出生した子が産院等の過失の有無にかかわらず、いわゆる脳性麻痺で重度の障害が残ると判断された場合に、最高3,000万円の補償金が支払われるものでございますが、この制度の掛金の3万円は出産する人の負担となります。

このことから、この負担の増加を軽減するために現行の出産育児一時金の額35万円に対しまして、3万円を限度に加算して支給するように改正するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第４７号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

平成１９年度における特別会計中間市国民健康保険事業歳入歳出決算は、収支差引額において、７億６，５００万円余りの歳入不足となっております。

また、平成２０年度の医療制度改革によって、国民健康保険被保険者のうち、７５歳以上の人が後期高齢者医療制度に移行したことによりまして、平成２０年度国民健康保険税賦課額におきまして応能割と応益割とのバランスが崩れております。応益割の率は４５％を割ることとなっております。

地方税法第７０８条の５及び同法施行令第５６条の１８には、前年度もしくは当該年度の応益割合が４５％から５５％の範囲内にあることが、現行の７割５割２割とする保険税軽減割合を適用できる要件とされておりますことから、平成２１年度における保険税軽減割合は７割５割２割ではございませんで、６割４割とすることが求められます。

これは、現在、保険税の軽減を受けている、いわゆる低所得者にとって大きな負担増となるものであります。

つきましては、国民健康保険会計の赤字解消と、いわゆる低所得者の負担軽減の堅持の両面から、中間市国民健康保険税率の改定を提案するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております条例改正２件に対する質疑は、１２月８日の本会議で行いますのでご了承をお願いいたします。

日程第１２．第４８号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第１２、第４８号議案福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第４８号議案福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について提案理由を申し上げます。

今回の規約の変更の内容といたしましては、福岡県後期高齢者医療広域連合の議員の定数３４人を平成２１年３月３１日までは７７人とする経過措置について、その期間を延長し、平成２３年３月３１日までとするとともに、当該広域連合に対し、構成市町村が負担する共通経費の負担割合について、均等割にあつては２％を７％に、高齢者人口割にあつては４８％を４６．５％に、また人口割にあつては５０％を４６．５％に変更するものでござ

ざいます。同規約の変更に当たりましては、地方自治法第291条の11の規定によりまして、関係地方公共団体の議会の議決を得なければならないことから議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております第48号議案に対する質疑は、12月8日の本会議で行いますのでご了承をお願いいたします。

日程第13. 第49号議案

日程第14. 第50号議案

日程第15. 第51号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第13、第49号議案から日程第15、第51号議案までの市道路線関係3件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第49号議案から第51号議案までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第49号議案、市道路線の廃止について提案理由を申し上げます。

今回廃止いたします路線は6路線でございます。

初めに、遠賀橋西側に位置する村9号線及び村11号線につきましては、主要地方道中間宮田線の垣生アンダー道路改良工事に伴いまして、垣生地区の市道路線の再編成を行う必要が生じたため、いったん路線の廃止を行うものでございます。

次に、底井野小学校北東側に位置いたします御座ノ瀬1号線、御座ノ瀬3号線、中ノ谷4号線及び中ノ谷7号線につきましては、上底井野地区における市街化区域の環境整備及び開発促進を図るため、新たな市道路線の認定が必要となりましたことから、いったん路線の廃止を行いまして、市道路線の再編成を行うものでございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

次に、第50号議案中間市道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

今回認定いたします路線は11路線でございます。

初めに、村羅漢線につきましては、主要地方道中間宮田線の垣生アンダー道路改良工事に伴いまして、遠賀川西側から市営球場入口交差点までの区間が新設されますことから、旧道部分を県から管理移管を受けたことによりまして認定するものでございます。

また、村猿喰2号線、村猿喰3号線、峯地1号線及び峯地2号線につきましては、この道路新設に伴い、側道を県から管理移管を受けたことにより認定するものでございます。

村9号線につきましては、先ほど市道路線の廃止の村9号線で提案いたしましたように、

いったん市道を廃止いたしまして、市道路線を再編成するため、再度認定するものでございます。

次に、底井野小学校北東側に位置する御座ノ瀬1号線、熊山1号線及び御座ノ瀬中ノ谷1号線につきましては、当該地区の道路網整備のため、いったん路線を廃止し、新たに市道路線の編成を行ったため、再度認定するものでございます。

次に、御座ノ瀬中ノ谷1号線バイパスにつきましては、底井野小学校北東側に位置する上底井野地区内の市道路線の一部が狭小であるため、離合はもとより緊急車両の通行にも支障を来しておりますことから、主要地方道中間宮田線と市営球場2号線を結ぶ道路整備を行うことによりまして、当該市街化区域内の環境整備及び開発促進を図るため、認定するものでございます。

最後に、御館7号線につきましては、JR中間駅東側に位置し、従来より当該地区住民の生活道路として利用されているため、認定するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、市道路線の変更について、提案理由を申し上げます。

今回変更いたします路線は、水入百畳町線でございます。本路線は、中間市大辻町地区と八幡西区香月地区を結ぶ道路でございまして、福岡県立養護学校北九州高等学園東側に位置する北九州市側の道路整備に伴い、本市におきましても、あわせて道路整備を行ったものでございます。

この道路整備により、終点位置を北九州市との境界まで延長するために、区域の変更を行うものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております市道路線関係3件に対する質疑は、12月8日の本会議で行いますのでご了承をお願いいたします。

日程第16．会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより、日程第16、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において草場満彦君及び中尾淳子さんを指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時55分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 草 場 満 彦

議 員 中 尾 淳 子